

船橋市感染症発生動向調査事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付健医発第458号厚生省保健医療局長通知）における「感染症発生動向調査事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の規定に基づく、船橋市の感染症発生動向調査事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、感染症発生動向調査事業については広域性が求められることに鑑み、船橋市は千葉県の当該事業に協力することとし、「千葉県結核・感染症発生動向調査事業実施要領」（以下「県要領」という。）及び「千葉県における感染症発生動向調査事業検査指針」（以下「県指針」という。）に沿った対応を行うこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象となる感染症は、国要綱第2に定めるところによる。

第3 実施主体

実施主体は、船橋市とする。

2 所管は、保健所とする。

第4 保健所の役割

保健所は、市内の感染症発生状況、感染症の患者情報及び病原体情報を収集し、千葉県及び国に報告するとともに、千葉県及び国が分析した情報と併せ、市内関係機関に提供、公開する。

第5 指定届出機関

指定届出機関（以下「患者定点」又は「病原体定点」という。）は、国要綱第5の4（2）の規定に基づき、千葉県が指定する。

第6 事業の実施

1) 全数把握対象感染症

（1）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第1項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健発第0308001号地厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出基準」という。）に定める届出を受けた場合は、直ちに届出内容の確認を行うものとする。届出が新型コロナウイルス感染症の場合で、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という）の入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちにHER-SYSに届出内容を入力し、新型コロナウイルス感染症

以外の届出の場合で、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出の場合は、直ちに感染症サーベイランスシステムに入力するものとする。

- (2) 当該患者を診断した医師に対して、必要に応じて県要領に定める「別紙様式」、又は県指針に定める「五類感染症検査票」を添付して病原体等の提出を求め、保健所又は千葉県衛生研究所に依頼し検査を行う。検査結果については必要に応じ感染症サーベイランスシステム、又はHER-SYSに入力する。
- (3) 届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

2) 定点把握対象感染症

- (1) 届出を受けた場合は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、原則として、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合には調査対象週の翌週の火曜日までに、月単位の場合には翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力する。ただし祝日や年末年始に係る場合はこの限りでない。
また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、「五類感染症検査票」を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて千葉県衛生研究所と協議する。
- (2) 病原体定点で採取した検体を、県指針に定める「五類感染症検査票」を添付して千葉県衛生研究所に搬入し、またその検査結果を、採取した医療機関に「五類感染症検査票」により報告する。
- (3) 対象の感染症に係る発生状況等を把握し、関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

第7 指定届出機関の報告経費に対する支弁

法第58条第1号(法第64条第1項により読み替える。)の規定に基づき、指定届出機関の報告経費に対し次のとおり支弁する。

1) 患者定点(疑似症定点以外)	1月あたり	4, 100円
2) 患者定点(疑似症定点)	1月あたり	1, 000円
3) 病原体定点	1検体あたり	500円

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。